

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月24日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第19号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和36年岩手県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
附則別表（附則第2項関係）			附則別表（附則第2項関係）		
職員の区分 期間の区分	2項職員	3項職員	職員の区分 期間の区分	2項職員	3項職員
	円	[略]		円	[略]
1年未満	<u>35,800</u>		1年未満	<u>36,100</u>	
1年以上2年未満	<u>35,800</u>		1年以上2年未満	<u>36,100</u>	
2年以上3年未満	<u>35,800</u>		2年以上3年未満	<u>36,100</u>	
3年以上4年未満	<u>35,800</u>		3年以上4年未満	<u>36,100</u>	
4年以上5年未満	<u>35,800</u>		4年以上5年未満	<u>36,100</u>	
5年以上6年未満	<u>35,800</u>		5年以上6年未満	<u>36,100</u>	
6年以上7年未満	<u>34,500</u>		6年以上7年未満	<u>34,900</u>	
7年以上8年未満	<u>33,300</u>		7年以上8年未満	<u>33,600</u>	
8年以上9年未満	<u>32,000</u>		8年以上9年未満	<u>32,300</u>	
9年以上10年未満	<u>30,700</u>		9年以上10年未満	<u>31,100</u>	
10年以上11年未満	<u>29,500</u>		10年以上11年未満	<u>29,800</u>	
11年以上12年未満	<u>28,200</u>		11年以上12年未満	<u>28,600</u>	
12年以上13年未満	<u>27,000</u>		12年以上13年未満	<u>27,300</u>	
13年以上14年未満	<u>25,700</u>		13年以上14年未満	<u>26,000</u>	
14年以上15年未満	<u>24,700</u>		14年以上15年未満	<u>25,100</u>	
15年以上16年未満	<u>23,700</u>		15年以上16年未満	<u>24,100</u>	
16年以上17年未満	<u>22,800</u>		16年以上17年未満	<u>23,100</u>	
17年以上18年未満	<u>21,800</u>		17年以上18年未満	<u>22,100</u>	
18年以上19年未満	<u>20,800</u>		18年以上19年未満	<u>21,100</u>	
19年以上20年未満	<u>19,800</u>		19年以上20年未満	<u>20,200</u>	
20年以上21年未満	<u>18,800</u>		20年以上21年未満	<u>19,200</u>	
21年以上22年未満	<u>18,400</u>		21年以上22年未満	<u>18,800</u>	
22年以上23年未満	<u>18,000</u>		22年以上23年未満	<u>18,300</u>	
23年以上24年未満	<u>17,300</u>		23年以上24年未満	<u>17,600</u>	
24年以上25年未満	<u>16,900</u>		24年以上25年未満	<u>17,200</u>	
25年以上26年未満	<u>16,500</u>		25年以上26年未満	<u>16,800</u>	
26年以上27年未満	<u>16,000</u>		26年以上27年未満	<u>16,400</u>	
27年以上28年未満	<u>15,600</u>		27年以上28年未満	<u>16,000</u>	

28年以上29年未満	<u>15,100</u>		28年以上29年未満	<u>15,400</u>	
29年以上30年未満	<u>14,800</u>		29年以上30年未満	<u>15,200</u>	
30年以上31年未満	<u>14,600</u>		30年以上31年未満	<u>14,900</u>	
31年以上32年未満	<u>14,100</u>		31年以上32年未満	<u>14,500</u>	
32年以上33年未満	<u>13,500</u>		32年以上33年未満	<u>13,900</u>	
33年以上34年未満	<u>12,900</u>		33年以上34年未満	<u>13,200</u>	
34年以上35年未満	<u>12,400</u>		34年以上35年未満	<u>12,700</u>	
[略]			[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員					2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
	円	円	円	円	円	円	円
1年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	50,000
1年以上2年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	47,000
2年以上3年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	44,000
3年以上4年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	41,000
4年以上5年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	38,000
5年以上6年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	51,600	35,000
6年以上7年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	49,800	32,000
7年以上8年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	48,000	29,000
8年以上9年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	46,200	26,000
9年以上10年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	44,400	23,000
10年以上11年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	42,600	20,000
11年以上12年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	40,800	17,000
12年以上13年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	39,000	14,000
13年以上14年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	37,200	11,000
14年以上15年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	35,800	8,000
15年以上16年未満	416,600	370,400	310,000	252,400	185,500	34,400	
16年以上17年未満	412,200	366,400	306,700	249,800	183,900	33,000	
17年以上18年未満	407,800	362,400	303,400	247,200	182,300	31,600	
18年以上19年未満	403,400	358,400	300,100	244,600	180,700	30,200	
19年以上20年未満	399,000	354,400	296,800	242,000	179,100	28,800	
20年以上21年未満	394,600	350,400	293,500	239,400	177,500	27,400	
21年以上22年未満	378,600	336,400	281,500	228,700	169,500	26,800	
22年以上23年未満	360,100	320,400	268,000	217,200	160,400	26,200	
23年以上24年未満	341,100	303,900	254,500	205,700	151,300	25,200	
24年以上25年未満	322,100	287,400	241,000	194,200	142,100	24,600	

25年以上26年未満	302,600	270,900	227,500	182,700	132,900	24,000
26年以上27年未満	281,600	251,400	210,500	168,700	122,600	23,400
27年以上28年未満	260,600	231,900	193,500	154,700	112,300	22,800
28年以上29年未満	239,600	212,400	176,500	140,700	102,000	22,000
29年以上30年未満	217,600	192,900	159,500	126,400	91,600	21,700
30年以上31年未満	195,600	172,400	142,000	111,900	81,200	21,300
31年以上32年未満	173,600	151,900	124,500	97,400	70,800	20,700
32年以上33年未満	150,600	131,400	107,000	82,200	60,400	19,800
33年以上34年未満	127,600	109,900	87,000	64,200	47,400	18,900
34年以上35年未満	104,600	88,400	67,000	46,200	34,400	18,200

備考1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。

2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。

3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。